平成２９年（フ）第５９１号
埼玉県越谷市レイクタウン８丁目１番地Ａ－604、旧住所埼玉県越谷市レイクタウン８丁目１番地
破産者　黒光　政美
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６０４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根3558番地６
破産者　竹前健一郎
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
山梨県甲府市中小河原１丁目２番２号　ステータスヒル甲府参番館106、前住所千葉県君津市北子安５丁目11番29号
破産者　佐野　　毅
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
山梨県甲府市中小河原１丁目２番２号　ステータスヒル甲府参番館106
破産者　佐野　智恵
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
長野県北安曇郡松川村5622番地33　特別養護老人ホーム　ライフ松川
破産者　太田　里美
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０３号
福岡県筑紫野市二日市南３丁目２番23－502号
破産者　楠部　正人
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７２号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西２丁目12番１号エーデル21　Ａ101号
破産者　中村　麻子（旧姓原）
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４１９号
福岡市中央区薬院４丁目３番12号、前住所福岡市南区大楠２丁目20番20－103号
破産者　吉村　　浩
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４８４号
福岡市東区千早２丁目１番１号
破産者　新田　壽子
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中238番地２　リバーサイド城戸203号
破産者　迎　　京介
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１１号
福岡市西区周船寺１丁目５番７－301号、前住所福岡県糸島市前原東１丁目６番41－510号
破産者　美容室ベーシックこと　中　　一晃
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７２５号
福岡県宗像市三郎丸５丁目15番６号
破産者　本田　恵子
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５４号
福岡県福津市東福間７丁目２番８号
破産者　立花　英範
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１号
秋田市太平八田字和岱58番地１
破産者　髙橋眞木夫
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７０号
秋田県横手市羽黒町10番40号
破産者　榊田　浩三
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６号
福島市野田町５丁目３番21号　清光ハイツ102号
破産者　松崎　敦子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１１号
福島県田村郡三春町大字貝山字東表120番地の５、前住所福島県喜多方市塩川町字東栄町１丁目５番地３　メゾンリバーサイドＡ201
破産者　片岸　昭宏
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
福島県郡山市富田町字逆池北45番地の143
破産者　佐藤　厚子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係